

所有する遊休不動産をリノベーションして活用する取組みを応援します！

令和  
8 年度

前橋市まちなか

遊休不動産

「ビルド」支援補助金



まちなかの空き店舗や空き家等の遊休不動産を活用し、新たなテナントの入居や募集を促進するためのリノベーションにかかる費用を支援します。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

※ 令和9年3月31日までに工事等が終了し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・ 遊休不動産の所有者または所有者から物件を賃貸したリノベパートナー
- ・ 事業完了後、当該物件の賃貸またはテナント募集を開始すること
- ・ 対象事業が着手前であること

対象事業

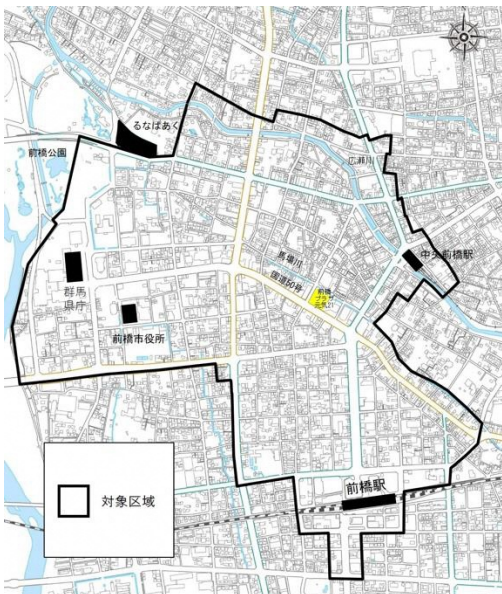
遊休不動産のリノベーションにかかる工事等が対象です。

(例) 残地物撤去費用、解体費用、内外装工事、給排水工事、電気工事、  
図面作成調査費、不動産の登記費用、不動産鑑定費用、測量費用など

※対象経費は税抜額での計算となります。 ※いずれも市内業者への発注が原則です。

対象区域

前橋市アーバンデザイン策定区域  
(約158ha)



補助上限額 (補助率: 1/2)

区分	補助上限額
物件を使う事業主体が確定している場合	50万円
物件を使う事業主体が未定の場合	40万円

※交付申請後に申請区分を変更することはできません。

申請回数

1事業者あたり 3回 まで申請可能

※同一のテナントに複数回利用することはできません。



マチスタント

マチスタントは「まちのアシスタント」として、まちなかで何かやりたい方への支援をしています。

まちなかで、空き家や空き店舗等を所有している方で、活用方法等にお困りごとがある方は下記までご連絡ください。

ホームページは  
こちらから



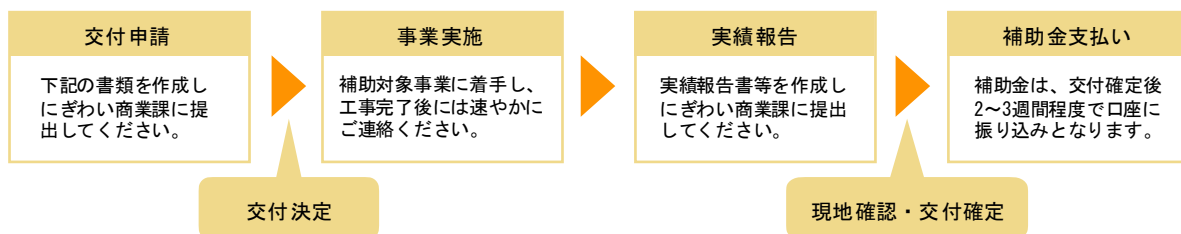
027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp



## 補助金交付までの流れ



## 申請に必要な書類

前橋市HPから  
ダウンロード

- 交付申請書兼誓約書
- 収支予算書
- 補助金交付可否決定前の同意書

様式ダウンロードは  
こちらから



ご自身で  
用意するもの

- 遊休不動産の場所が分かる資料
- 現在の物件写真
- 遊休不動産の全部事項証明書または権利関係が分かる資料
- 【市外の場合】登記簿謄本（法人）／履歴書及び身分証明書（個人）
- 【リノベパートナーが申請する場合】賃貸借契約書の写し
- 計画図面
- 対象経費の見積書

## 遊休不動産を所有する皆さまへ

近年、まちなかでの新規開業が増加する一方、貸出可能な物件が減少しております。物件の活用にはハードルがあるかと思いますが、本市では、物件の活用に向けた様々なアイデアを有するリノベパートナーをご紹介しますことができます。活用にお困りの方は、ぜひお問い合わせください。



### 〈注意事項〉

- ・予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ・工事等を開始する前に申請が必要です。
- ・現地確認は申請者の立会が必要です。
- ・補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- ・その他、詳しくは補助金交付要項をご確認ください。



027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

## リノベパートナー登録制度



リノベパートナー登録制度とは、まちなかの遊休不動産オーナーと出店希望者のマッチングをサポートする事業者を登録する制度です。



前橋市  
ホームページ



リノベパートナー  
登録事業者

## まちなかで使える補助制度など



まちなかでの新規開業や1年以上営業する店舗等に対する支援など、幅広い補助制度を用意しています。詳しくはお問い合わせください。



開業支援



既存店支援



スモールビジネス支援